

総社市印鑑登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年1月20日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第2号

総社市印鑑登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則

総社市印鑑登録及び証明に関する条例施行規則（平成17年総社市規則第113号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(本人確認) 第4条の2 条例第5条第2項に規定する書類は、次に掲げるものとする。 (1) 個人番号カード<u>(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)</u>、運転免許証、運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。)、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書又は官公署の発行した免許証、許可証、資格証明書等であって、本人の写真を貼り付けたもの(写真に特殊な加工を施し、又は契印のあるものに限る。) (2) 略 2 略</p>	<p>(本人確認) 第4条の2 条例第5条第2項に規定する書類は、次に掲げるものとする。 (1) 個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。)、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書又は官公署の発行した免許証、許可証、資格証明書等であって、本人の写真を貼り付けたもの(写真に特殊な加工を施し、又は契印のあるものに限る。) (2) 略 2 略</p>

附 則

この規則は、令和2年2月3日から施行する。